

入札監理小委員会
第550回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第550回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年7月9日（火）17：20～18：34

場 所：永田町合同庁舎6階 第1会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○独立行政法人工業所有権情報・研修館の知財総合支援窓口運営業務

3. 事業評価（案）の審議

○計量士国家試験事業（経済産業省）

○税務大学校和光校舎の管理・運営業務（財務省）

○中央合同庁舎第3号館等の管理・運営業務（国土交通省）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（独立行政法人工業所有権情報・研修館）

地域支援部 藤野部長

地域支援部 横内部長代理

地域支援部 室井主査

地域支援部 武田係員

（経済産業省）

産業技術環境局 計量行政室 前場室長補佐

産業技術環境局 計量行政室 渡辺専門職

（財務省）

国税庁 税務大学校総務課 十見課長補佐

国税庁 税務大学校総務課 山田会計係長

国税庁 税務大学校総務主事室 今西庁舎管理係長

（国土交通省）

大臣官房会計課 宇田川施設管理専門官

大臣官房会計課 中田企画専門官

大臣官房会計課 柳沼庁務第一係長

大臣官房会計課 渡部庁務第二係長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第550回入札監理小委員会を開催します。

最初に、独立行政法人工業所有権情報・研修館の知財総合支援窓口運営業務の実施要項（案）について、地域支援部藤野部長よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤野部長 独立行政法人工業所有権情報・研修館地域支援部部長を務めております藤野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、この事業についての説明をさせていただきますので、皆様お手元の資料のA-3をご覧くださいと思います。

知財総合支援窓口運営業務概要ということでこちらに記載させていただいておりますとおり、この事業につきましては、アイデア段階から事業展開・海外展開までの知的財産に関する課題や相談をワンストップで受け付ける窓口を開設する事業となっております。現在、47都道府県ごとに契約を行っておりまして、各都道府県に窓口が設置されている状況でございます。

窓口寄せられる相談業務を行う中で、その際に専門性を有する相談につきましては、弁理士や弁護士、中小企業診断士等の専門家を用いまして相談を行うと共に、各機関との連携を行いながらこの事業を運営するものとなっております。

体制図を見ていただくとおり、中央に知財総合支援窓口がございまして、中小企業の皆様に支援していく。その際に専門家を活用することになりますので、専門家の窓口とも連携していく。また、そのほか、中小企業支援を行っているよろず支援拠点、中小企業支援センター、そのほか金融機関との連携も行いながらこの事業を実施しているという流れになります。

下の補足資料の1を見ていただきたいのですが、こちらの資料におきましては、中央の赤い点線で囲っているところが、知財総合支援窓口の窓口運営業務の中核となります。窓口運営を行うには、窓口を設置していただくということが最初でございます。そのほか、事業責任者は窓口を統括していただきまして、そのほか相談対応者を雇用していただく。それと同時に、この事業を進める上では事業補助者が必要になってきますので、そういった人材をそろえて窓口を運営していただくという業務となっております。

この事業を行う際に、その周りに2つ事業がございまして、左側の窓口相談支援事業というのは、窓口で相談を受ける担当者の質を担保するために、別途採用を行い、各窓口

2名ずつ配置しますというのがございます。これによって各窓口で質の担保がされた相談員が配置されるという形になっております。そのほか、各都道府県ごとに相談員の数を示させていただき、その人数を確保して、相談を受けていくという体制になります。

そして、右側が窓口機能強化事業となっておりまして、こちらは、窓口で相談を受けていただく方々のほかに、専門家を派遣するということが発生してきますので、専門家である弁理士や弁護士、中小企業診断士といった方々をこちらの機能強化事業で確保していただき、派遣や配置をしていただくという形になります。

続きまして、補足資料の参考というところで、5ページ「過去の調達改善の取組」というところをご覧いただきたいと思います。この事業につきましては、私ども独立行政法人工業所有権情報・研修館に移る前には、特許庁で実施していた事業となります。その際におきましても、1者応札という観点からいろいろなご指摘を受けております。まず、平成27年度には、支援人材の中央での一括確保、先ほど言いました、左側にあった絵の事業になるのですが、地方への人員の配置ということで、一括採用しまして、2名ずつ配置するというを行いました。これにより、人材確保が困難な新規事業者でも参入しやすいような形にさせていただいております。

そのほか、窓口の借室料の予算化ということもございまして、事業に必要なスペースを保有していない新規事業者にも参加を促すために、これに対する予算化も行っております。

そして、平成28年度以降からI N P I Tで実施となりましたが、この際におきましても、契約の複数年化を図りました。単年度事業で行っていましたが、これを2年間の事業とさせていただきまして、新規事業者が事業開始に伴う初期投資を回収できる環境を整備させていただいております。

また、知財専門家の確保ということで、機能強化事業で一括して人材を確保しながら窓口に供給していくということもこの事業の中でやらせていただいております。

平成28年度に契約を行い、その後平成30年度に再度2年間の契約を行った際におきましては、公募期間の延長を行わせていただいております。1カ月半から2カ月と短くはあるのですけれども、少しは延ばさせていただいたという状況になっております。

また、この事業をわかりやすくするために、各種、さまざまな報告書やリーフレット等のひな形を提供させていただきまして、仕様書の中にも含めまして、皆さんがわかりやすく事業イメージを明確化できるような形で、作業負担の軽減を図ったところがございます。

さまざまな調達改善を行ってきたところで、今回、事業者ヒアリングを実施した結果、

「準備期間中の窓口の設置・維持に係る費用負担、前事業者からの引継ぎ期間の短さ、事業実施期間中の運転資金の確保に不安がある」といった声をヒアリングの中で聞きました。そういったことから、今回実施要項の中には、契約日から事業開始日までの窓口の調達に関する準備経費を見るとか、月単位での概算払いの請求も可能とする等の見直しを行っております。

その見直しがどのようになっているかというところが、A-3の資料の中で補足資料2、3ページになります。「本調達における改善の取組」というところを見ていただきたいのですが、業務内容の明確化及び一部見直しということで、今回、総合評価落札方式への変更ということになりましたので、仕様書に記載の数量等を明確化させていただいております。また配置専門家への謝金・旅費の支払いというものを先ほど右側の機能強化事業に移しましたので、こちらにつきましても窓口運営業務では軽減という形になっております。

また、支援人材情報の提供ということで、知財人材データベースというものがINPITにもございますので、窓口で働く方または専門家の方々の人材情報し、新規に参入される方々も人材を探すことができるような形にさせていただいております。

また、3番目の事業情報の一層の提供ということでございますけれども、窓口における相談業務の指針となります相談実務ガイドラインには細かく事業の説明が書いてありますので、そこを本調達から提供させていただきますので、事業を詳細に知ることができるという形になります。また、過去の事業報告書を閲覧希望の場合につきましては、そちらも開示させていただくということを記載させていただいておりますので、それにつきましても、わかりやすい事業内容の説明になっているかと思われまます。

また、下の4番目になりますが、準備経費の一部負担、こちらは非常に大きいところになるかと思いますので、契約締結後から事業開始までに必要となる賃借料等の経費について、準備経費として一部負担を行うように変更しております。つまり、この事業は4月から開始しますが、3月の前に契約が行われ、3月に係る準備期間として、賃借料等がもし発生しているのであれば、そういったものも経費として認めるということを記載させていただいております。

また、5番目の事業資金の負担軽減ということですが、こちらは、月単位での概算払いができるような形でこの事業を組み立てておりますので、負担の軽減という意味で新しくしております。

また、公募期間のさらなる延長ということで、今回は2カ月だったものを2カ月半という形で、少しではありますけれども、期間を延ばさせていただいております。

このような改善を行っているわけですが、この事業で最終的に確保されるべきサービスの質とはどういったものかについて、知財総合支援窓口のサービスの満足度をはかるために、利用者にアンケート調査を実施していく予定でございます。利用者アンケートにつきましては、「満足」「やや満足」といった形で、少なくとも80%を上回るような内容として事業を行っていくということを目指しておりますので、ここで評価いただくような形にさせていただきます。

次のページの入札参加資格に関する事項につきましては、一応、参加資格要件というのは多少ございます。窓口を運営する上での事業責任者につきましては、知財に関する基本的な知見を有していただく。工業所有権法、少なくとも特許、意匠、商標、実用新案、こういったものを理解していただいている方にやっていただきたいという思いで書かせていただいております。

また、相談対応者につきましては、企業等の知的財産に関する部署に従事した経験を、3年以上を目安とさせていただいて、実務経験のある方をこの中で採用させていただきます。そのほか、資格としては、知的財産管理技能士や弁理士試験合格者につきましては、その資格を有していれば十分対応できると考えておりますので、こういった方々を採用していただきたいということで書かせていただいております。

落札者の決定方法につきましては、総合評価方式を採用しております。

また、従来の実施状況に関する情報の開示ということにつきましては、過去3年間の実績を全て掲載しております。また、相談実務ガイドラインを提供することによって、事業に対する内容については、そこに詳細な記載がありますので、ご理解いただけるようなものを提供させていただくという形になっております。

事業の説明につきましては以上となります。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご意見・ご質問のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○石村専門委員 済みません。これは、一番最初に何か説明していただいたところで、A-1の知的財産に関する課題や相談等をワンストップで受け付ける窓口なんですよね。これは、今、参考資料としてINPITの知的総合支援窓口一覧というのをちょっといただ

いていまして、これを見ると、中小企業支援センター内に設置されている窓口と。普通、中小企業の人などは、中小企業庁などのホームページを見て、中小企業支援センターなどがあると、そこを参考に行って、そこで話を聞くかと思ったら、これは要は別の窓口を設けるということなんですよ。

○藤野部長 はい。知財総合支援窓口という窓口が、その中小企業支援センターの中に一部間借りをして、あるという形になります。

○石村専門委員 今はですよ。

○藤野部長 はい。

○石村専門委員 でも、要はこれを競争入札にかけるということは、普通の民間企業などにまた別に窓口を設けるという形になる可能性があるよ。

○藤野部長 そうです。可能性はあります。

○石村専門委員 ということは、何か矛盾しているような気がするんですけども、あともう一つは、物理的にかなり難しいような気がするんです。というのは、当然、中小企業の社長などは、中小企業庁などのホームページを見て、こういう支援センターに相談に行く。そうすると、そこに窓口などがあったほうが、「それはあちらの担当者の人にお願いします」ということで、相談しやすい。だから、当然、既存の支援窓口も、中小企業支援センター内にある。ところが、今回の事業をするに当たっては、競争入札にかけるということは、「別に行ってください」という形になるのではないかと。そうすると、例えば、具体的に中小企業庁のホームページなどに、その窓口についてはここですよという形でちゃんと掲載してもらえるのかなと。つまり、知らなくては利用してもらえないわけじゃないですか。あと、ワンストップで受けるための窓口なのに、何かまた別の窓口という形で紹介されて、またどこかほかに行くというのは、ワンストップではないのではないかと考えたのだけれども、それはどうお考えですか。

○藤野部長 これは、総合評価落札方式の中で、窓口の設置というところは、お客様にとって利便性のよいところ、また中小企業支援機関との連携がとれているところというのが一応あります。なので、そこで評価の対象となってきますので、お客様にとって利便性がいいというのは、例えば駅前なのか、もしくは駐車場がいっぱいあるようなところで、お客様がとめて相談に来やすいところなのか。また、技術の相談であれば、実は工業技術センターといったところで相談を受けるということもございます。中小企業支援センターが必ずしもいいということではなく、知財の相談だけで来られるお客様もやはりいらっしゃる

いますので、そこは評価の対象とさせていただいて、どちらのほうが有利なのかというので、させていただくという形になっております。

○石村専門委員 現実にはそれは参入可能なんですかね。要は、さっき言ったように、これは実績のあるところで、要は、言ってみれば連携されていて、いざ参入者が現実的な窓口を見たときに、参入可能だとほんとうに考えるのかなという。あと、さっき言ったように、実際、その紹介のためには、ホームページなどに……。独自で広報などというのは今さなかなか難しいだろう。そうすると、中小企業庁などに掲載してもらえなければ、現実的に難しいと思うんだけど、それについては、いや、現実的に参入できる会社があるんだとお考えですか。

○藤野部長 可能性はあると考えております。必ずしも、今おっしゃったように、中小企業支援センターに設けなければいけないと我々が明記しているのであれば、非常に難しいかと思えますけれども、地域の連携というものがきちんとできて、例えばですけれども、金融機関がそこに申し込むということであれば、お客様にとって金融機関の窓口で相談を受けられるといったときには、そういった可能性も高くなるということはあるとは考えております。

○石村専門委員 それでは、とりあえずやってみて。少なくともちょっと総務省の方から聞いた話では、1件だけだと、要は実際に競合したところは。でも、実態としてその窓口一覧を見せられたら、それはそうだろうなと私は思ったんです。でも、補足資料で、あれやこれや、1者に対してヒアリングした結果、こういう形で改善したから可能だということならば、とりあえず、実際に可能かどうか、やってみた結果は次の年にちょっと教えてもらいたいなど。どうも私の印象では、ほかの事業などを見ていると、ちょっとこれは競争入札には難しいのではないかなというような印象を持ったので、済みません、今言ったように、現実にはワンストップと言いつつ、ワンストップにはなっていないのではないかと思うので、ちょっと済みません、また結果をちょっと見てからということで、いろいろちょっと文句を申しまして、申しわけございません。

○藤野部長 いえ、とんでもございません。

○小松専門委員 よろしいですか。

○古笛主査 はい。お願いします。

○小松専門委員 今、このさっきの表を見ていると、一つの件で2者とか3者入っているところがございますね。これは結果的には、今3者になっているところもあるということ

なんですが、この事業が始まったら1者になるということですか。

○藤野部長 例えばどこですか。

○小松専門委員 例えば、私が見ている資料では、岐阜県が、岐阜県発明協会というのと公益財団法人の経済振興センターというのが入っています。それから、福岡だと、3つ入っています。こういうところはどこか1つに絞られると考えてよろしいのでしょうか。

○藤野部長 この表のほうですね。

○小松専門委員 はい。例えば岐阜県だと、2つ書いてありますけれども、各務原と岐阜市と、それぞれ違うところが担当されているとなっています。

○藤野部長 これは、コンソを組んで参加していただいているということになりますので。

○小松専門委員 コンソーシアムで、わかりました。では、これは1つとみなすということではよろしいんですね。

○藤野部長 はい。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

説明会にはたくさんいらっしゃるみたいなので、ぜひ、1者だけと言わず、競争性を確保できるようになることをお祈りいたします。

5者に対して実際にヒアリングをしていただいて、今回それを全て反映していただいているということでしょうかね。

○藤野部長 はい。

○古笛主査 では、よろしいでしょうかね。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

独立行政法人工業所有権情報・研修館におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○藤野部長 ありがとうございました。

(独立行政法人工業所有権情報・研修館退室)

(経済産業省入室)

○古笛主査 では、お待たせいたしました。続きまして、経済産業省の計量士国家試験事業の実施状況について、産業技術環境局前場室長補佐よりご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○前場室長補佐 経済産業省計量行政室の前場と申します。調整担当の室長補佐をしております。本日はよろしく申し上げます。

本日、私どもで運営しております計量士の国家試験事業に関しまして、市場化テスト導入後の状況についてご説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、ざっくりと計量法という法律でございますが、こちらはいわゆる長さとか重さ、メートル、キログラムといった計量の単位というものを定めておまして、またこれらをはかるもの、メーターの類ですけれども、水道メーター、ガスメーター、タクシメーターなど、こういったものの精度を担保するために技術基準を定めております。また、こういった計量器を取引・証明に用いる場合には、都道府県等による検定や定期検査を受けるということを義務づけております。さらに、例えば消費生活物資などを販売する場合には、一定の誤差の範囲内で内容量を計量するということを義務づける、工場の排水の濃度や騒音を計測する事業者に対して登録を義務づけるなど、適正な計量を確保するためにさまざまな規定を置いているといった法律でございます。この中で、計量士という国家資格を定めておまして、こちらの国家試験を経済産業省で運営しているということでございます。

お手元の資料B-2に、計量士の国家試験事業の概要を記載しておりますので、こちらも参照していただければと存じます。計量士には一般計量士と環境計量士という2つの種類がございます。一般計量士は、流通業や製造業において計量管理やはかりの検査などをします。環境計量士に関しましては、工場の排水などの濃度を測定する計量士や、ビルや工場などの振動や騒音を測定する計量士といった2種類がございます。

こういった計量士の制度でございますが、この公共サービスを平成23年度から3年ごとに、第1期、第2期、第3期と、公共サービスの市場化テストを続けてまいりました。内容といたしましては、全国9カ所の会場の確保、受験案内の配布、試験問題の印刷、当

日の監督といったものを民間事業者に委ねて実施してきたということでございます。

実施状況に関しましては、担当の渡辺専門職のほうから詳しくご説明させていただきます。

○渡辺専門職 それでは、第3期の平成29年度、平成30年度、2カ年度の中間報告について、ポイントを押さえて説明させていただければと思います。

資料といたしましては、お手元の資料2-1、資料2-2、資料B-4をご参照いただければと思います。

それでは、まず資料2-1の順番に従ってポイントをご説明させていただきます。1. から5. まで、サービスの事業名、サービスの内容、サービスの業務委託期間、サービス実施民間事業者名、受託事業者決定の経緯につきましては、資料2の記載どおりでございます。

6. 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況でございます。これは、1ページから3ページにかけて、項目としては、①から⑰まで、全体のスケジュール管理等も含めまして17項目ございます。このうち、3ページ目の⑯、⑰の事業が、第3期において新たに業務として追加して実施した事業でございます。これらの⑯、⑰も含めまして、全て仕様書に記載されている公共サービスの水準を達成しているという評価でございます。

次に7. 民間事業者からの提案による改善実施事項、(1)、(2)がございしますが、そのポイントとなるところをご説明させていただきます。

7. (1)、①願書作成システムに関連してです。具体的な記載としては、4ページ上段になります。願書作成システム自体は第2期から導入しており、第3期でも引き続き運用しているものでございます。さらに第3期におきましては、受験票に管理番号を付しました。これは、印刷物はもとより、webで入力した場合にも、必ず一つの願書ごとに異なる管理番号を付すことによりまして、受験者からの、出願願書が届いたかとか、その他のいろいろなお問い合わせに迅速かつ的確に対応できるように、管理番号を付すということを民間事業者からの提案で行っております。

あともう一つ、受験票の工夫でございます。これは記載としては4ページ中段の③になります。従前は、受験票には、試験会場の案内図、試験日、試験開始時間、受験者の受験番号等必要最小限の事項だけをはがきの両面に印刷して記載しておりました。ただ、それではどうしても実際に受験生が受験しているときに、時間割が手元がないということで不都合があるということが判明いたしまして、それも含めた形で受験票ができないかという

ところを民間事業者が工夫しまして、はがきではなくて、A4を3つ折りにして、必要な情報を十分に表面に記載して、かつ裏面には、受験に際しての注意事項がいろいろございまして、それを裏面に書くということで、受験生にとって受験しやすい環境を整えるということで、受験票を工夫させていただきました。これが第3期の工夫事項でございます。

次に、4ページの後半から5ページにかけてでございます。(2)の民間事業者が工夫したもう一つの大きな点、良好な試験環境の構築というところでございます。(2)②に記載させていただいております。先ほどの説明にありましたように、試験会場は全国9カ所、札幌、沖縄を含めて、北から南まで、各ブロックで実施しております。特に北海道とか沖縄、遠隔地について、試験問題を確実に届けなければならないという、民間事業者の義務でございます。これに関して、たまたま第3期の初年度において、札幌地区において雪害のトラブルで、仕様書上の要件は満たしているのですけれども、試験の前日に到着するというぎりぎりの事象が生じました。この反省を踏まえて、次年度の第69回の試験からは、遠隔地については5日前に到着するように試験問題の到着日を早めるという工夫をさせていただきました。

あと、5ページの上段、③に記載させていただいております。これも、第68回るとき、たまたま一番受験者数の多い関東地区、東京の試験会場で、一部の建物のトイレが使えないということで、十分な仮設のトイレ数を見込んで設置はしたのですけれども、若干休憩時間にトイレ渋滞が発生したというような状況がありました。これを踏まえて、そもそも休憩時間、試験自体は午前2科目、午後2科目をやっておりまして、それぞれの科目間で20分の時間があるのですけれども、その20分のうち正味10分はそれぞれ、科目の受験前の注意事項等の説明時間にとっておりまして、実質、ほんとうの意味での休憩時間は10分しかなかったもので、それをそれぞれ5分延長して、15分プラス10分、科目間の時間を従前20分であったのを25分に延長するという工夫をさせていただきました。これも民間事業者からの提案に基づくものでございます。

5ページ8. 実施経費の状況、これは記載どおりでございます。第3期においても、その追加した業務、⑯、⑰を除いた経費で見ますと、これは市場化テストの前に経済産業省が実施していたころに比べると、経費の削減が図られているということが実績として明確になっております。

6ページでございます。「競争性改善の取組」のところでございます。一番のポイントは、①に記載させていただいておりますように、市場化テスト実施前は、例えば試験問題の印

刷とか、合格証書の印刷とか、会場の借り上げとか、細々とした役務契約に分かれていたものを、市場化テストをさせていただくことによって、一本の役務契約として、包括的に実施することが可能になりました。かつ複数年間の契約とすることで、予算上も効率的・効果的な、コスト面にすぐれた事業を実施することができたということでございます。これが市場化テストの一番の成果だと思います。

次に、6ページから7ページにかけての10. では、来年度以降、この事業をどうするのかというところでございます。その中で一番のポイントは、⑤のところでございます。資料2-2と、あと参考資料のB-4もあわせてご覧いただければと思います。第3期においては、入札の結果としては、説明会に5者は参加したのですが、結果的には1者、現行の民間事業者しか札を入れなかったということは事実でございます。ただ、これについて、入札後、平成29年4月に、説明会に参加したけれども札を入れなかった事業者4者に対してヒアリングを実施しました。そのポイントをまとめたのが資料2-2で、さらにB-4は、実際にヒアリングした内容をまとめさせていただいたものでございます。

大きく2つのポイントがありまして、一つは、第3期の入札をするに当たって、第2期の民間事業者が入れた落札率としては〇割という、かなり低い金額をベースに第3期の金額を見積もったものですから、説明会に参加したけれども、結局は札を入れなかったということございました。

もう一つは、第3期のときに試験業務の業務追加をしたのですけれども、この部分について業務内容、これは質問、あるいは公募期間中の説明会において、我々としては十分に説明したつもりではあったのですが、追加の業務内容の理解が不十分なところもあり、業務の内容を過大なものと理解してしまい、できないと判断して、結果的に札を入れなかったという、その大きな2つの要因がございました。

それを踏まえて、今後の令和2年度の公募入札においては、入札が見込まれる事業者に具体的な内容の説明、これは現行第3期の事業の内容の説明とか、また、第3期の契約金額をご説明した上で、少しでも1者応札を解消するように、我々としては努めてまいりたいと考えております。令和2年度以降の公募入札に際しては、市場化テストで十分に知見を学ばせていただいたことをもとに、我々自身で、経済産業省として、この事業を少しでもより質のいいもの、コストが削減されたものという形で実施できればと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より簡潔に説明をお願いいたします。
○事務局 評価（案）についてご説明させていただきます。資料B-1をご覧ください。

事業概要については、経済産業省より説明があったため、省略させていただきます。

評価についてですが、終了プロセスに移行することが適当とさせていただきました。

詳細について説明させていただきます。次ページ、2ページ目をご覧ください。確保されるべき質の達成状況につきましては、全て、達成されております。民間事業者からの改善提案につきましても、願書作成システムの導入、問い合わせ窓口のフリーダイアル化、公正・公平な試験の実施のために、試験問題の送付日を前倒しするなど、民間事業者の創意工夫が図られたものと考えられます。

次ページ、実施経費についてございます。単純比較しますと増加しているものの、第3期から追加しました事業を勘案して除いた場合、いわゆるこの箱表のCを比較していただきますと、下記のとおり、14.4%、498万円の削減が達成できたものと考えられます。

これまでの競争性改善のための取り組みについてですが、中段（4）、にございますように、実施前には、個別に、試験問題の印刷、願書の印刷、試験監督業務などを単年度に調達・契約していたものを、市場化テストによって、包括して一括発注することで、さらに契約期間についても複数年化しております。

その他、②にございますように、総合評価落札方式の導入、JV、入札グループによる参加の許容等、さらには積極的な情報開示、準備期間の前倒し、公告期間の確保等を行ってきております。

なお、第3期については、1者応札となっておりますが、こちらにつきましては、経済産業省から説明があったように、落札率の低かった第2期の実施経費を参考に過度に低く見積もって入札を検討してしまったと考えられる点、さらには第1期、第2期とも、複数入札が実現されている点を踏まえれば、潜在的に競争性は働いているものと考えております。

さらなる検討の可能性についてですが、こちらの事業は、全国9カ所で5,000人程度、3,600万円程度の小規模な事業となっております。仮に、さらに分割等を検討する場合、今後もこの労働人口の減少に伴い受験者数も同様に漸減が想定されることから、さらなる分割の検討等は困難と考えられます。

評価のまとめでございます。質の確保、民間事業者の知見、さらには経費の節減については、達成されているものの、競争性に課題があるものと認められます。しかしながら、

先ほど申しましたとおり、こちらの事業は第3期でございます、これまでも包括化、複数年度化、競争性改善については一通り取り組んでいること、第3期については潜在的な競争力は働いているのではないかという点、さらには法令違反等もないことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の終了(2)が適当としております。

今後につきましては、今後は、経済産業省に設置予定の外部有識者で構成される評価委員会(仮)において、チェックを受けながら、競争性改善のため第3期契約金額の周知や入札公告内容の具体的な案内など、試験事業の受託者、入札参加が期待される者への積極的な広報に取り組み、経済産業省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

以上となります。ご審議、よろしく申し上げます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、ご意見・ご質問のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

3期目になって1者応札になってしまったということですよ。いかがでしょうかね。

○小松専門委員 まあいいんじゃないですかという気はしますけれども。

○古笛主査 そうですね。ヒアリングしていただいたことを全て反映していただいて、また、結構説明会にもいらっしゃっているので、期待はできそうな気はするんですが、そのほかは良好な結果ですし、よろしいでしょうかね。

それでは、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(経済産業省退室)

(財務省入室)

○古笛主査 どうもお待たせいたしました。続きまして、財務省の税務大学校和光校舎の管理・運營業務の実施状況について、総務課十見課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○十見課長補佐 税務大学校課長補佐の十見と申します。よろしくお願ひいたします。

早速でございますけれども、事業の実施状況について説明させていただきます。お手元の資料の3番をご覧ください。

まず、Iの事業の概要でございますけれども、委託業務の内容は、同一敷地内にあります関東信越研修所を含みます税務大学校和光校舎の施設管理・運營業務であり、具体的には、包括的管理業務、それから点検及び保守業務、清掃業務、それから施設警備業務、最後に図書室管理業務、これらの5つを一括で委託するものになってございます。

また、業務の委託期間でございますけれども、平成27年4月から令和2年3月末までの5年間でございます。

次に、項番4の受託事業者決定の経緯でございますけれども、入札参加者は2者ございまして、いずれも入札参加資格を満たしております。かつ、2者とも予定価格の範囲内の入札が行われたところでございます。このため、落札者の決定に当たりましては、企画書等の審査により決定した評価点及び入札金額により算出しました総合評価点の高かった日東カスタディアル・サービス株式会社を本事業の受託者として決定いたしました。

次に、IIのところでございますが、確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況及び評価についてご説明をいたします。

まず1番の管理・運營業務の質の達成状況及び評価についてですけれども、(1)の快適性の確保に関しましては、測定指標といたしまして、施設利用者へのアンケートを実施しております。アンケートの結果は、平成27年度以降のいずれも有効回答率が98%ありまして、不満度につきましては2%未満と低いという状況でございました。こういったことから、確保されるべき業務の質は達成されている状況であると評価しているところでございます。

次に、ページを1枚おめくりいただきまして2ページでございますけれども、(2)の品質の維持に関しましては、業務の不備に起因する施設における研修の中断回数や空調の停止、停電、断水の発生回数を測定指標としております。これらはいずれもゼロ回であったことから、品質の良好な維持が行われていると評価しているところでございます。

最後に、(3)の安全性の確保に関しましては、業務の不備に起因する施設利用者のけがの発生回数を測定指標としておりますが、幸いけがは発生しておらず、安全性の良好な確保が行われていると評価してございます。

続きまして、2の各業務において確保すべき水準の達成状況及び評価についてご説明を

申し上げます。

イの各業務について管理・運営し、報告を行う包括的管理業務、それからロは、建物、設備及び外構等の機能・性能を常時適切に維持管理する点検保守業務、3ページ目に移りまして、ハは、日常清掃と定期清掃を組み合わせて衛生的な状態を確保する清掃業務、それからニの適切な人員配置によりまして24時間365日常駐する施設警備業務、最後にホの図書室管理業務、これらについてそれぞれ実施していただいているところでございます。

3ページの下段から4ページにかけて実施状況を記載しておりますけれども、特に4ページのハに関しましては、例えばインフルエンザ等の感染症が発生した際に、構内の消毒作業を行うなど、感染の拡大防止に努めていただいたほか、確実に巡回を行っていただきまして、事件・事故発生の警戒に努めるとともに、夜間の研修生の緊急対応についても適切に行っていただきまして、確実に報告がなされているというところでございます。

こうしたことから、(3)の評価についてでございますけれども、各業務とも、確保すべき水準に対し、确实・適切に業務が実施されているとともに誠実な対応がなされているものと評価しております。

続きまして、3番の事業者から提案のあった項目に対する履行状況についてですけれども、事業者からは4点の提案項目がございました。研修施設は約20年経過しておりまして、見た目以上に施設の不具合が生じる状況にあるところでございますけれども、研修棟内の壁のひび割れの状況の確認とか、学寮棟の雨どいの点検・清掃を行いまして、いずれも新たなコストをかけずに、施設の劣化状況の把握、それから快適な住環境の維持に貢献していると考えております。また、施設内の自動販売機周辺にしみができるケースがあるのでございますけれども、この定期的なしみ抜きとか、テニスコートの砂の補充といったことを実施しております。

いずれの提案項目の履行状況につきましても、適時適切に実施されておりまして、有効であると評価しているところでございます。

続きまして、5ページのⅢ番のところになります。実施経費の状況及び評価についてでございますが、平成27年から平成31年度の実施業務委託経費金額につきましては、市場化テスト実施前の平成20年度と比較して23.2%の削減が達成されたという結果となっております。平成20年度の経費が約2億円弱で、今回の単年度当たりの実施経費が約1.5億円でございますので、約4,500万円の削減がされているというところで

ございます。

最後に、V番の総合評価についてですけれども、この事業の実施状況といたしましては、事業者が業務改善指示を受けることや、法令違反といったことを行った実績はなく、2者の応札となっておりますので、競争性が確保されていると考えております。また、良質なサービスの質が達成されているとも考えております。さらに、経費削減という点においても、従来よりも削減が図られているというところでございます。

以上のことから、税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務につきましては、市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られているということから、今後の事業は国税庁及び税務大学校の責任において実施することとしたいと考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、税務大学校の実施状況の報告とさせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 評価（案）についてご説明させていただきます。

事業の概要につきましては、先ほどご説明がありましたので、省略いたします。

評価についてですけれども、結論としまして、終了プロセスに移行することが適切であると考えます。

続きまして、対象公共サービスの実施内容に関する評価ですけれども、確保されるべき質の達成状況につきまして、先ほどご説明がありましたとおりですけれども、管理・運營業務の質に関しましては、いずれも目標を達成していると評価できます。各業務において確保すべき水準、こちらにつきましても、いずれも適切に実施されていると評価できます。

続きまして、実施経費ですけれども、従来経費と今回の事業の実施経費を比較しまして、23.2%の削減が達成できております。こちらのほうですけれども、従前事業と比較しまして、関東信越研修所の委託業務が追加されているため、こちらの業務を除きまして、その経費の比較という形をとっておりまして、23.2%の削減という形になっております。

最後に、今後の方針です。実施状況についてですけれども、実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかったこと。財務省には外部の有識者で構成された入札等監視委員会が設置されており、今後はこちらで実施状況についてチェックを受ける予定であること。入札において、複数者の応札があり、競争性が確保されていたこと。確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成して

いたこと。経費削減について、従来経費から削減することができたこと。

以上のことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしていると考えるため、市場化テストを終了することが適当であると考えます。

今後は、財務省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご意見・ご質問のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうかね。

○小松専門委員 問題ないと思います。

○古笛主査 よろしいですね、良好な結果で。

では、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にありません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(財務省退室)

(国土交通省入室)

○古笛主査 続きまして、国土交通省の中央合同庁舎第3号館等の管理・運營業務の実施状況について、大臣官房会計課宇田川施設管理専門官よりご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○宇田川施設管理専門官 宇田川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料のほうでございますけれども、国土交通省中央合同庁舎3号館、こちらのほうに入っております、資料としてはD-2になります。こちらの建物の管理でございます。

平成29年4月から令和2年3月の3年間の施設管理業務ということで、実施業務につきましては、設備等管理業務以下9項目でございます。

入札状況につきましては、公サ法による民間競争入札・総合評価落札方式で契約を締結してございます。

詳細版のほうの説明をさせていただきます。資料4、民間競争入札実施事業「中央合同庁舎第3号館等施設管理業務」の実施状況について(案)、こちらのほうで説明をさせていただきます。

1枚おめぐりいただきまして、管理・運營業務に関する包括的な質の達成状況及び評価でございます。确实性の確保。こちらは、管理・運營業務の不備(空調停止、停電、断水、エレベーター停止等)に起因する3号館などにおける執務及び営業の中断回数でございますが、こちらはゼロ件でございました。

次に、安全性の確保でございます。管理・運營業務の不備に起因する災害または事故の発生件数、こちらもゼロ件でございました。

次のページへ行きまして、環境への配慮。こちらは、エネルギーの使用の合理化に関する法律及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を遵守し、入居省庁職員の業務に支障のないよう配慮しつつ、3号館が掲げる温室効果ガスの削減目標の達成に努めること、この3項目が全て適切に実施されております。

次、各業務において確保すべき水準の達成状況及び評価でございます。こちらは、各業務、例えば1番の設備等の運転・監視及び点検保守管理業務でございますけれども、管理すべき水準としましては、電気設備、空調設備、自動構内電話交換設備、衛生設備の運転監視及び点検保守、監視制御設備、防災設備の点検保守、建築物点検の業務を遂行し、良好な執務環境の維持に努めるとともに、障害発生時または警報発報時は、原因を追及し適切な処置をとること。評価としましては、適切に実施されたと。こういった業務が次のページ、4ページ、5ページ、6ページの頭まで、10番のエネルギー管理業務までございますけれども、全て、確保すべき水準を満たしてございまして、適切な対応がされておりました。

次、受託事業者の創意工夫の発揮状況でございます。業務調達時や業務実施時に受託事業者から提案のあった主な改善策について、実施状況について取りまとめております。

まず1つ目、エネルギーの削減。冷温水発生器、こちらは冷暖房発生装置でございます。エアコンでございます。その運転時間の短縮、効果的な外気取り入れによる二酸化炭素濃度の適正化、節電活動、清掃における水の節約、洗剤の節約、業務効率の向上に努めたことにより、前回の事業に比べて、二酸化炭素の総排出量は削減されております。

それから、2番目といたしまして、業務コストの削減。1つ目は、設備等の管理業務。空調設備等点検業務の常駐管理員による点検業務を一部内製化いたしました。常駐職員の

習熟効果により一部業務の内製化を図ったことで、前回の事業に比べて、コストが削減されております。

それから、2つ目といたしましては、清掃業務でございますけれども、清掃機器とか用具の工夫で業務の効率化を図り、清掃員の総稼働時間を短縮することにより、前回事業から業務効率が図られております。具体的な取り組みにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、実施経費の状況及び評価でございます。今回、対象公共サービスの実施に要した経費でございますけれども、今期第3期でございますが、平成29年度から令和元年度までの経費は、実施経費といたしまして10億2,192万6,000円になります。実際はいろいろな契約変更等がございますので、3,633万6,000円の増額となっております。

従前経費、要は施設管理業務契約を結ぶ前、個別に契約を締結していたときとの比較でございますけれども、うちのところは平成23年度から施設管理業務をやっているのので、平成22年度からの比較というのが適切かと思ったのですが、平成22年度の契約におきましては警備業務で低価格入札がございましたので、比較対象とすることが適切でないため、その前年度の平成21年度実績と比較させていただいております。

単純比較としましては、一見、名目上は増に見えるのですが、実際、平成21年度当時なかったものとか、あと増加費用の内訳として記載されております守衛職員の定年退職による守衛業務の増加分3,780万円は比較対象から削減させております。ですので、発射台としましては、その増加分を引いた3億2,804万2,000円。

それから2番としまして、従前事業と比較して、今回の事業において業務内容の変更により業務量に増加が生じており、主な増加要因を分析しますと、次のページのとおりとなります。これは、今期、次のページ、8ページでございますけれども、平成29年度から令和元年度、第3期に追加した業務でございますが、地下オイルタンクの増設に伴う点検対象の増とか、熱源改修工事に伴う点検対象の増などがございまして、これらが708万8,000円でございます。

ですので、これらの増加要因の経費を除いて、従前の実施内容と同じ条件にした場合の経費の比較を行いますと、次の四角のとおりとなります。まず、今期の契約額としましては、3億2,804万2,000円。そこから増加要因の708万8,000円を差し引きます。そうすると、比較対象の平成21年度の相当額が出ます。これが3億2,095万4,000円。従前経費の平成21年度実績の経費としましては、3億2,245万2,000

円でございますので、差し引き149万8,000円が浮いたという形になります。

評価としましては、民間競争入札実施前後で149万8,000円の削減が図られておりまして、加えて、第1期業務から引き続きサービスの質や職員の利便性が確実に維持・向上が図られ、民間競争入札前に個別業務ごとに行っていた契約を一括化できたことにより、事務の軽減が図られたというところでございます。これらのことを踏まえれば、一定の評価ができるものであると考えております。

競争入札の状況及び競争性を確保するための方策でございます。入札までの経緯でございますが、当該業務は、平成22年度まで、空調設備等運転監視・点検保守業務をはじめ、ここに記載の15の業務、それぞれ個別に一般競争入札を実施していた業務を統合したものでございます。

次の9ページをご覧ください。第1期からの入札状況は、この上段のとおりでございます。特に第2期において、入札者が1者でございました。こちらは、2者から企画提案書を受領した後の内容審査で、必要な資格者が配置されていないということで、入札参加資格が欠格となりまして、結果として1者入札ということになったものでございます。

問題点と改善点でございます。まず公告期間に係る問題点ですが、第2期業務においては、公示日が第1期よりも遅くなりましたため、調達スケジュールがタイトで、入札参加を検討・希望する業者の応札に要する準備時間が不足するということになりました。

改善点といたしましては、問題点を踏まえて、第2期業務の調達と比べて、公告日を早め、かつ開札を3月14日から2月16日に早めたことにより、民間事業者の応札に要する準備、あと引き継ぎを行うための時間を確保してございます。

評価のまとめでございます。3号館におきましては、民間競争入札の導入以前から庁舎の管理・運営に関する各種契約を積極的に統合し、一般競争入札による調達を行うことで、事務の軽減やコストの削減に努めてきたところでございます。そのため、民間競争入札導入時に統合された業務は、既に一般競争入札より調達を行っていた15業務となっております。

民間競争入札導入後は、施設の管理を一括して実施することで、統括管理責任者による各業務同士の連携の効率化、監督職員からの指示・調整時間の短縮が可能となりまして、契約事務の効率化、支出の平準化にもつながってございます。

3つ目、「管理・運営業務の包括的な質の達成状況及び評価」及び「確保すべき水準の達成状況及び評価」の各評価を勘案すると、確保すべき質を達成していると評価できます。

さらに、実施経費については、平成21年度の従前経費と比較して、事業追加などによる増加要因を除いた場合、149万8,000円の削減が図られているところでございます。

最後、今後の事業でございます。本事業は第3期目で、以下のとおり、良好な実施状況にあると認められることから、次期事業の実施要項について、従前の実施要項の内容を承継する見込みとしております。

1つ目、事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示を受けると及び業務に係る法令違反行為等はなかったこと。

2つ目、国土交通省には、3号館の市場化テスト評価アドバイザー実施要項に基づき、外部の有識者に実施状況について報告、意見を聞く仕組みを備えていること。

3つ目、2者応札でございまして、競争性が確保されていること。

4つ目、履行状況について、達成すべき質として設定した項目及び受託事業者から提案のあった項目に対し良好なサービスの質が達成されたと認められること。

5つ目、経費節減という点において、従来経費より149万8,000円削減が図られていること。

以上のことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく終了プロセスへ移行した上で、引き続き事業を実施することとしたいと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 評価（案）についてご説明させていただきます。

事業の概要等につきましては、先ほどご説明がありましたので、省略させていただきます。

評価の結論ですけれども、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

続きまして、対象公共サービスの実施内容に関する評価ですけれども、確保されるべき質の達成状況につきまして、まず包括的な質についてですけれども、先ほどご説明がありましたとおり、いずれも全て適切に実施されていると評価できます。

続きまして、各業務の質についてですけれども、こちらのほうもいずれも適切に実施されたと評価できます。

続きまして、実施経費についてです。実施経費ですけれども、従来経費と比較しまして、単純に比較すると約5.6%の増加という形になっておりますが、先ほどご説明がありま

したとおり、従来事業に比べての増加業務分を差し引きますと、経費としましては従前事業から0.46%の減少となっております。さらに、人件費単価が上昇しているということを考えますと、さらなる削減効果があったものと考えております。

最後になりますが、今後の方針です。実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかったこと。国土交通省には、中央合同庁舎第3号館市場化テスト評価アドバイザー実施要項に基づき、外部の有識者に実施状況について報告、意見を聞く仕組みを備えていること。入札において、複数者の応札があり、競争性が確保されていたこと。確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していたこと。経費削減について、従来経費から削減することができたこと。

以上のことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」II. 1.

(1)の基準を満たしていると考えられるため、市場化テストを終了することが適当であると考えます。

今後は、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めてまいりたいと考えます。

以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご意見・ご質問のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○小松専門委員 問題ないと思います。

○古笛主査 これで気になったのが、第3期なんですけれども、これは入札公告の期間が1期、2期と比べるとものすごく短くなっているんですけれども、これは特に、今後はまた1期ぐらいに戻される予定はあるのでしょうか。

○宇田川施設管理専門官 まず、この入札公告なんですけれども、予算要求とセットになっておりまして、財務省の原案が提示されるのが大体11月の末ぐらいなんです。なので、11月の末ぐらいに10億円ぐらいの発注をすることになりますので、そういった予算の裏づけがないと、まずは入札公告ができないと。かつ、次にその開札の時期なんですけれども、もし業者がかわったときに、引き継ぎの期間がどうしても確保できないと、例えば2期みたいに3月14日、もうあと2週間で新年度となった場合には、ほんとうに引き継ぎができないような状況になってしまいますので、大体、私どもとしましては、第3期程度ぐらいが相当かなと考えております。

○古笛主査 なるほど。そういう形であれば、できるだけ公示は早くしていただいて、公告期間を長くとっていただけるように努めていただけたらと思いますが、よろしいでしょうかね。

○宇田川施設管理専門官 はい。

○古笛主査 それでは、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にありません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(国土交通省退室)

— 了 —